

第5回教育委員会定例会会議録

平成23年5月24日（火）

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	委員	長	佐藤路子
	委員長職務代理者		米田雅子
	委員		中村雅子
	委員		嵐山光三郎
	教育長		是松昭一
出席職員	教育次長		兼松忠雄
	教育庶務課長		武川芳弘
	学校指導課長		渡辺秀貴
	生涯学習課長		小林孝司
	給食センター一所長		村山幸浩
	公民館長		石田進
	図書館長		森永正
	指導主事		市川晃司
	指導主事		窪田香

国立市教育委員会

午後2時00分開議

○【佐藤委員長】 皆様、こんにちは。東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県陸前高田市で、根ごと流された1本の桜が瓦れきの上に横たわったまま花を咲かせたという記事を見ました。校舎が被災し、近くの小学校を借りて授業を行っている中学生に対し、先生は、逆境に耐え桜が咲き続ける姿を通して、桜の生きようとする力に触れ、精いっぱい生きるというのはこういうことなのだと生徒たちを励ましたと後日伺いました。1本の桜に託して、どんな困難にも立ち向かう強さを教えようとした先生に、子どもたちの未来を信じて精いっぱいの光を注ぐ教育者の姿を見る思いがいたしました。これから平成23年第5回教育委員会定例会を開催します。

きょうの会議録署名委員を米田委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【米田委員】 はい。

○【佐藤委員長】 よろしくをお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

なお、本日は、村山給食センター所長が定期監査に当たっており、途中で退席をさせていただきたいとの申し出をいただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは審議に入りますが、本日の審議案件のうち、行政報告第7号、第18期国立市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱についてにつきましては、人事案件ですので秘密会としますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(1) 教育長報告

○【佐藤委員長】 では最初に、教育長報告をお受けいたします。

是松教育長、お願いします。

○【是松教育長】 それでは、前回第4回定例教育委員会が4月26日に開催されたところがございますが、その日以降、昨日5月23日までの教育委員会での主な事業や会議等についてご報告申し上げます。

5月2日月曜日に、校長会を開催いたしました。同日、小学校の教科用図書審議会が開催されております。また、同日は、去る4月24日の市長選挙におきまして当選されました佐藤一夫新市長が市長として就任されております。

5月5日木曜日、くにたち文化スポーツ振興財団と国立市体育協会の共催によります子どもの日くにたちファミリーフェスティバルが開催されております。

5月6日金曜日、給食センター献立作成委員会を開催いたしました。

5月10日の火曜日には、アミュー立川におきまして小学5年生対象の音楽鑑賞教室を実施いたしました。同日、公民館運営審議会を開催いたしております。

5月12日水曜日には、副校長会を開催いたしました。同日夜に、体育指導員の会を開催いたしております。

5月13日金曜日、文化財保護審議会を開催いたしました。

5月14日土曜日には、道徳地区公開講座が第三中学校において開催されております。

5月16日月曜日、給食センター物資納入登録業者選定委員会を開催いたしました。

5月18日水曜日には、市教委訪問で第一中学校を訪問いたしております。同日より、小学生の初心

者水泳教室も開始しております。また、同日、都市教育長会が開催されましたが、教育庶務課長が傍聴出席をいたしております。同日には、国立市議会平成23年第1回臨時会が開催されておりますが、内容につきましては追って教育次長が報告いたします。

5月19日木曜日、図書館協議会を開催いたしました。

5月20日金曜日には、中学校の教科用図書の展示を図書館で開始しております。期間は6月20日までとなります。

5月21日土曜日、道徳地区公開講座が第五小学校で開催されております。

5月23日月曜日には、東京都市町村教育委員会連合会の総会が開催されておまして、委員長と米田委員が出席されております。

教育長報告は以上でございます。

○【佐藤委員長】 教育長報告が終わりました。ご意見、ご感想などございましたらお願いします。米田委員。

○【米田委員】 今、是松教育長からご報告のありました5月の行事に関して、私が参加させていただいたことについてご報告いたします。

この報告の中にはなかったのですが、5月10日の火曜日、国立市の租税教育推進協議会がこの市庁舎の中で開催されました。委員長が参加という規定でございますけれども、当日、音楽鑑賞教室が立川のアミューでありましたので、私が代理出席ということで参加させていただきました。

この協議会においては、今までも子どもたちに税に対する正しい理解をさせるという、そういう方向性を持って、立川市の税務署、さらには都税の事務所、東京税理士会、立川法人会、学校関係者、各教育委員会の代表者ということで、大勢の方たちによる会議が開かれました。

今までやってきたのと同じ方向で、平成23年度も事業計画として各学校で租税教室を開催すること。さらには、税に関する作文を中学生を中心に応募して、それに対して表彰すること。さらには、税に対する標語の募集ということで、昨年どおりの事業を行うということが決定いたしました。

そして、この協議会の課題といたしましては、租税教室の講師として参加してくださる税理士の方々が、どういう形でわかりやすく子どもたちに税に関する理解をさせるかということに関して、少し研修会をつくる必要があるということですか、小中だけではなくて国立市の五商ですとか国立高校への働きかけをして、納税の意識というものを高校生段階まできちっと理解させようという、そういう話が出ました。

ことは3.11の大震災以来、いろいろな報道でも復興資金にということで増税の可能性があるというような、そういう話題もあります。そういう中で子どもたちが納税のことにに関して、それを詳しく自分の問題として知識を得、そして納税意識を高めるということは大変重要なことだというふうに思いますし、この租税教室などでは子どもたちに税を教える際には、小学校1人80万円の税金が使われるのだよというようなことも含めて、具体的な事例のもとに理解をさせているということです。

さらに、1つ少しプラスして子どもたちに指導していただきたいということに関しまして、私は、納税の義務ということもありますけれども、納税者の権利というような意識、つまり税を払う者として税の使われ方とか、さらには税のあり方、そういったものも自分で考えてそれをチェックするという、小学生にはなかなか難しいと思いますけれども、社会人としてそういう意識を持つ必要があるということもプラスして、そういう視点も大事であるということで、その点も含めて指導していけたらなというふうに思いました。皆さん非常に熱心にこの行事を大事にして取り組んでいらっしゃるとい

う印象がありました。

そして続けて5月14日、三中の道徳地区公開講座、これはやはり3.11大震災の生の経験、子どもたち一人一人に3.11の衝撃を基本にして生命の大切さを考えさせるという、そういう主題設定をしまして、生命の尊重ということで各学年ふさわしい資料を使って授業を行い、そして最終的にその後、講演会という形で、これは道徳地区公開講座の後に、中学生ですから生徒も参加して講演会が開かれました。「いのちの授業」と題しまして、「がんを知る」という、ちょっと中学生には難しいテーマでしたけれども、それをいわゆる司会者の方、さらには内科の先生、そして実際のがんの患者で、なおかつ頑張って活躍している方のお話をパワーポイントを使いながら子どもたちにもわかりやすく解説をし、講演会の中で講演者の実際のがん患者としての体験の重さ、それが子どもにとっては、その中でいかに自分らしく生きるかということをごん患者の方が話していらしたというのが、非常に子どもたちにとっても説得的な話だったなというふうに思いました。

それから5月18日、一中の市教委訪問です。毎年、一中は市教委訪問のトップということで、久家校長先生は、非常に張り切って教育委員を迎えてくださいました。そして先生たちの授業を拝見し、そして研究授業を拝見し、研究協議会に参加させていただくという、そういう1つの流れを今回もやっていただきましたが、その中で目立ったこととしては、先生たちの授業の改善の目標というのが非常に徹底して、先生たちがそれを自信を持って指導していらっしゃるという様子がありました。授業の目標とか、それから学習の流れ、そういったものを黒板に張り出しまして、そして、そのもとに生徒に授業の流れを理解させつつ具体的な授業を推進されていたということがありました。そういう形で先生たちが授業の授業力というものを非常に高めていらして、自信を持って授業に臨んでいらっしゃるという様子に大変感心いたしました。

その中で、校長先生が、「21年度、22年度、一中は奨励校という指定を受けて、そして、その中の経験が先生たちの授業力を上げ、そして同僚の協力ということで非常にいい方向につながっている」というお話がありまして、国立市の奨励校指定というのは21年度から始まったわけですが、それが直接先生たちの授業力を上げる上で非常に役立っているということは、教育委員として大変うれしいことだなというふうに思いました。

それから研究授業ですが、これも今の子どもたちは自尊感情がないという、そういうようなことから自尊感情を持たせようという道徳の公開授業というふうになっておりました。

そして担当の武内陽子先生という数学の先生ですが、このときには1年生の道徳の授業ということをやさいました。道徳の場合には、道徳的な価値に関係するような資料を理解させるということが大前提ですが、それ以外にも公開授業に向けて先生は生徒に自己評価のシートをつくらせたりとか、あともう1つ、先生は生徒たちに級友のよさ、長所を一人一人書かせて、それをまとめて生徒に授業中に一斉に配って見させるというような、そういう工夫をしていらして、一番子どもたちが感動したのは、級友たちが自分の長所をどう見ているかということで「大変うれしかった」という子どももいますし、それから「自分が客観的にどう見られているかがわかってよかった」などと非常に深い感想を持つ子もいました。こういう形で自尊感情を持つというのはなかなか難しいことですが、いろいろな工夫をすることによって、子どもたちに自分もほかの級友たちからいろいろな面で認められているのだということが実感させられるということでは、先生のいろいろな準備というのは大変効果的だったというふうに思いました。

そして研究協議会においても、若手の先生を中心に非常に活発な討論、そして授業者への質問とか

自分だったらどういう形で資料を取り扱うかということが非常に活発に討議が行われていました。そして、これを見ている研究授業というのが、先生たち一人一人がみずから成長させる機会ということに、そういうことを積極的にとらえてくださって今、進行しているということで、大変これはいい傾向だというふうに思いました。義務として研究授業をやっているということではなく、自分の力になるのだということ、主体的に取り組んでいらっしゃるところが非常に良かったと思います。

それと5月21日、五小の道徳地区公開講座ですが、これは「信頼・友情」ということで1年生から6年生までその年代にふさわしい資料を読み聞かせたり、DVDを使ったり紙芝居をしたり、そして、それに対して生徒の発言を重視するというような、そういう形で非常にうまく行われていたと思います。

そして、いつも道徳地区公開講座の課題として、その後の意見交換会の際の出席というのが非常に少ないのがもったいないという話が出ましたが、今回も残ってくださった方が非常に少なく、ただし、残ってくださった方は、意見交換会で低学年と高学年に分かれて、きょうの授業の感想とか、家での子どもの様子とか、そういったことを積極的に一人一人発言されていたということで、本当に意見交換会がさらに多くの保護者の方に受け入れられて発展していけばいいというふうに思いました。

少し長くなりましたが以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 それでは、私は、三中の道徳地区公開講座と一中の学校訪問のことを少し報告させていただきたいと思います。

三中の道徳地区公開講座は、先ほど米田委員もおっしゃったように、命をテーマにしたものでした。3.11という大きな震災を経たこの時期に、命を取り上げることの意義というのは非常に大きいと思いました。ただ、その一方で、今取り上げることの問題というのもしかしたらあったのではないだろうかと感じました。それは、例えば「葉っぱのフレディ」というビデオを見せたときに、下を向いて涙を流してしまう子もいたのです。すごく心にグッと迫って、命というものを考えている時期だった。だけれども、それだからこそ命のテーマをどのように扱うかということは非常に慎重でなくてはならないと思いました。

私が懸念したのは、今の時期にそれをやることによって、子どもたちがいろいろな感受性でとらえている姿を何か性急に言葉化することを求める結果になっていなかったらということ。あまり早く言葉化させてしまうと、そのレベルで言葉化した浅いままである程度固定してしまうという心配はなかったらどうか。ですので、大震災の後に子どもたちが、それぞれの感受性で思っていることを丁寧に教育全体で見守りつつ育てていってほしいと改めて思いました。

このときの「いのちの授業」、「がんを知る」というところでは、非常に具体的にお医者さんががんの仕組みを説明してくれたとともに、みずからがんと戦いながら、しかもサルコーマというがんの中でも珍しい病気を人々に知ってもらい、それに対する治療の対策、援助などを求める活動を積極的にやっている、お見かけするところ、がんを患ったと思えない方が本当に頑張っている姿を見せていただいたことは、集まった子どもたちや、保護者、地域の方々にとっても大きな意味を持っていると思います。

非常にわかりやすかったのは、がんはだれでもなる可能性があるということと、それでも、がんのリスクを減らす生活をするのはできるし、早期発見をして治療することもできる、そういうことを

非常に具体的にお話くださったと思います。

先ほどの道徳の授業に戻りますが、内容についてあれこれ批判するのは控えたいと思いつつ、やはり一言申し上げたいと思います。小学校では、例えばクマさんとウサギさんがけんかしたとか仲よくしたとか、そういう擬人化は多く行われていると思います。それは小学生の発達段階に即しては認められてもいいことかと思いますが、中学校3年生への授業で「葉っぱのフレディ」という形で擬人化をすること、そして木にあたかも意思や目的があるように語り、人間に木陰の涼しさを与えることが木の存在意義であるとか、人間を助けることがあたかも木の目的であるかのようなお話は疑問があります。木の葉っぱが友だちや太陽、そして人々のために生きている、これは中学校3年生が読む教材として、もちろん自然科学の教材ではないですが、命を大きくとらえてつながりを考えるための授業であればこそ、何か人間中心主義というものを私は感じました。そういうことも含めて、道徳の授業だけでなく、自然科学や社会科学やさまざまなアプローチを通して全体として命を大事にするということをぜひ考えてほしいと思いました。

一中の学校訪問では、震災の後、物が落ちてきた棚などがあつたと伺ったので、その棚には物を載せない、高いところに重い物を載せない、軽いものだったとしても揺れたときに物が落ちてくるだけでも子どもたちに恐怖感を与えるので、そういう教室のあり方というのをぜひ考えてほしいと申しあげました。それから、大型テレビにキャスターがついているのですが、キャスターにストッパーがかかっていない教室もかなりありました。今ここで、あのときのような地震が起こったら何が起こるか、どう行動するかということを、ぜひいつも考えていただきたいということを申し上げてきました。

一中の研究授業は、自尊感情というものを育てる研究でした。日本の子どもたちの自尊感情が、アメリカ、あるいは中国や韓国の子子どもたちと比べると非常に低いということがいつも問題になっています。それを丁寧に育てていくことは本当に必要だと思いますが、中学生たちが後で中学生生活を振り返ったときに、自分たちがこれからやっていく力をつけてもらった、これでいいのだと先生に励まされた、自分の夢を、「夢を持って頑張りなさい」と言われるだけではなく、自分のいいところを見つけてくれて、それを伸ばすことを先生たちが応援してくれた、自分が本当に自分を中学校で見つけることができた、そのような体験を私は中学生にたくさんしてほしいし、そのように先生たちも努力していただきたいと思っています。

先生たちは、善意であっても、「そんなことで高校に受かると思っているのか」とか、「そんなことでちゃんと大人になれるのか」とか、結構厳しいことをおっしゃるのではないのでしょうか。けれども、やはり脅すようなことはなるべく避けて、「自分を見つけて頑張ろうね」と子どもが励まされる、そういう中学校であってほしいと思いました。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

では、私も教育長報告の中から何点か感想を申し上げます。

5月10日に音楽鑑賞教室が行われました。日本ニューフィルハーモニック管弦楽団の方々、また、小学校の担当の校長先生、先生方、それから多くの関係者の方々に大変お世話になりました。また、事務局の職員の方々にも企画の段階から当日の運営まで大変お世話になりました。おかげさまで本当にすばらしい音楽鑑賞教室になったと思います。

特に最後のアンコール曲の「ビリーブ」の全員合唱は、3年目になるかと思っています。1年目は、とにかく合唱の態度、それから歌声、本当に見事でびっくりしました。日ごろの教育の成果であると心

から思いました。2年目は、国立市の子どもが本当に素晴らしいと思いました。先生方に心から感謝しました。3年目のことは、うまく言葉で言えないのですが、子どもたちのホールじゅうに響きわたる、気持ちの込められた心に染み入るような歌声がオーケストラと一体になり、聞いていて心が震えました。本当に感動し、その場に居合わせたことに感謝しました。

先月、学校指導課長が「支え合う心を育てる取り組みを重点的に進めたい」というお話をされたと思います。先ほど委員からもありましたが、東日本大震災の後、社会的な状況の中で支え合うということが改めて注目されています。「ビリーブ」という楽曲が、一言で言うのは難しいですが、支え合いとか、助け合って生きていこうという子どもたちの素直な心を表現した歌詞だと思いますので、それを本当に素直に自分たちの思いとしてメロディーに乗せて歌いあげていたことに、感動したのかも知れません。

また、学校指導課の職員の方は、学校教育の推進のために毎日お仕事していただいていますけれども、実際に学校の子どもの姿に触れて、ご自身のお仕事にやりがいを感じたり、こういうところに生かされているとなかなか実感としてつかめない現状があるのではと思います。当日はホールの外か舞台袖か、子どもたちの歌声をどこでお聞きいただいたかわかりませんが、こうした機会を通じて子どもたちの成長を感じていただけたのであれば、非常にうれしいと思いました。もし職員の方から感想等を学校指導課長が聞かれていましたら、学校からの感想とともに後でご紹介いただきたいと思えます。

それから市教委訪問に関しては、校内研究について申し上げます。子どもたちの実態を踏まえた研究主題の設定がされていると思います。また、これまでの研究を生かしてさらに進めるというスタンスでやっています。日々の授業実践をとっても大事にされていて、理論構築に限らず、また、授業だけに限らず、非常にバランスよく進められていると思います。また、常に成果と課題を把握しながら、どこまでも子どもたちの変容を重視しているという点は非常に素晴らしいと思えますし、先生方に心から感謝しています。特に一中では、全学級で子どもたちの見えるところに本時のねらいと流れというのが徹底して掲示、あるいは板書してありました。小さな取り組みのようですが、こうした地道な積み重ねが大きな力になると思いますので、非常に素晴らしいと思いました。

また、道徳地区公開講座に関してですが、三中の講演会は、講師の方の本当に素晴らしいお話でした。体験の持つ力を改めて感じました。子どもたちにはさまざまな機会を通して本当にいろいろな人生があることをぜひ知ってもらいたいと思えます。がん教育につきましても、義務教育期からの推進が不可欠であるという視点でさまざまな取り組みが進められていると聞いております。これもまた学校指導課長にですが、この講演を聞いた生徒たちの感想が、学校指導課に届いていましたら、ご紹介していただきたいと思えます。

それから五小の道徳授業地区公開講座ですが、道徳教育を進めるために授業の中でさまざまな工夫が見られたことはとてもうれしく思いました。また、米田委員も触れられていましたが、意見交換会の中で伺ったお話をいくつか紹介させていただきます。「子どもたちが今回の道徳の授業はとても静かで発言も少なかった。五小は理科研究で東京都、全国と発表会があり、研究授業を見てきたが、その授業を見ると雰囲気違った」というご意見がありました。また、「道徳の難しさをつくづく感じました」と、これは複数の方がおっしゃっていました。

私はそのお話を伺ってなるほどと思いながら、道徳というのはやはり自分の心を見つめる、自分と向き合う時間ですので、実はこれは大人にとっても本当は必要な時間だと思うのですが、落ち

着いて静かに考える時間、また、沈黙のよさというのも時としてあるのではと思いましたし、それを理解することも必要ではと思います。特に今の子どもたちは、一般的に忙しいとか時間に追われていると言われる。また、今の子どもたちは言葉の洪水の中で生きているという話も以前聞いたことがあります。正確な数字は覚えていませんが、数秒に一度は声をかけられている。だからなかなか落ち着いて考える時間が実はないのだという話でした。そうした意味でも道德の時間の大切さというのですか、意味合いを改めて感じました。

それから保護者の方から、「本音と建前、それから現実との矛盾」という話もありました。授業の中でも先生が子どもたちに意図的に仕掛けて葛藤させる場面をよく見かけます。「本当にそれでいいのかな」、「本当にそんなふうに思ってしまうのかな」という問いかけがあって、子どもたちは心を揺さぶられます。私は道德の醍醐味と思って聞いています。実は現実もそういう葛藤を繰り返してことを考え、生きていくのでは思うのです。葛藤しながらいろいろな方の意見を聞き、いろいろなものを見、でも最後は自分で判断をする。その経験が非常に大事だと思うので、その機会をふやす意味でも道德授業のあり方というのが、また私は1つ大切であると思いました。

それともう1方、育成会にかかわってくださっている方から「ぜひ道德授業を家庭でも話題にしてほしい」とのお声がありました。また、ある保護者は「学校だけで抱え込まずに私たちもぜひ道德を含めた学校教育に巻き込んでください。何ができるか言ってください」というお声もありました。私は「いろいろなところで話題にしてほしい。『こんな発言があったね。あんな資料だったね』と話してほしい」というお声を聞きながら、大人が子どもたちの心に触れる、子どもたちにかかわるきっかけというのは、実は結構身近なところにあるのではということも考えました。

そこで3点目に、学校指導課にお伺いしたいのですが、道德授業の進め方、研修も含めてお伺いしたいと思います。私は、道德はやはりいい授業を見ることがとても効果があると思っていますが、その辺も実際には難しい部分もあると思います。以上の3点をお話しただけだと思います。

よろしいでしょうか。

では、渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 では、今ご質問いただきました、まず三中のがんを知るという講演のことについて、これは民間企業が社会貢献事業の一環として、教育貢献ができないかということでタイアップをしたという話でありました。あの後に、すべての生徒が自分の思いなり、きょうの感想なりを書きました。そして、それを集計するところまで実はその会社がやっただけで、その結果も教育委員会のほうにも届けられております。代表的な生徒の意見をご紹介しますと、がん患者の実際の患者の方がお話しされたことについて、「大変だったにもかかわらず、あんなに明るく生き生きとした姿に感動した。どんなときも前を向いていけば病気も消えていくのかなというふうに思った」ということですか、「命とコミュニケーション」ということをテーマにしてくださいましたので、「コミュニケーションは人と人との話という意味だけではなく、命を守るためにも必要だということを感じることができた。命は自分1人では守れないし、やはりコミュニケーション、そして、つながりが大事だと思った」というふうに、学校側の今回意図していたような成果が子どもの言葉からも読み取ることができました。

ただし、先ほどもご指摘がありましたように、言語化されたからそのことが理解できたかということとはまた別ですので、この授業だけでこのことが終わるわけではなく、今後もこれが1つのきっかけとして実践化に結びつくように学校が取り組んでくれることを期待します。

もう1点、道徳の授業のことについて関連して申し上げますが、道徳の教育は学校教育全体を通じて実施していくものでありますし、各学校の教育課程はそのように編成をいただいています。その中でも、意図的、計画的に児童・生徒に道徳的な価値に触れさせて、自分自身を見つめながら他者とのかかわり、社会とのかかわりについて考え、実践力に結びつけるよう促す授業として道徳の時間の授業があります。今年度は特に生命尊重ということに重点を当てるように学校とも話をしています。

授業の構成としては、道徳的な価値を押しつけるということではなくて、やはり感動的な資料に出会わせて、そこから児童・生徒がみずから当事者意識を持ってその価値に向き合う時間帯をつくり出し、個々に抱いたものを他者と交流して、さらに、自分の思いや考えを深めていくというような授業の学びの過程を重視することを、学校指導課としては各教員のほうに研修会等を通して指導しているところですので。

各学校に道徳推進担当の教員を指名していますので、その教員を中心に今お話ししたような過程で、そして子どもたちが自分に向き合いながら生命尊重や、その他道徳的な価値について考えを持つ、あるいは考えようとするきっかけを持つことができるような授業が実現できるように指導を進めていきたいと思っております。

今お話ししたような過程で授業構成をするよう学校に働きかけているところですので、これから行われます公開講座においても、そのような視点でまたごらんいただいて、ご指摘等いただければと思っていますところですので。

音楽鑑賞教室については、担当の指導主事のほうから報告をいたします。

○【佐藤委員長】 では、市川指導主事、お願いします。

○【市川指導主事】 音楽鑑賞教室については、学校指導課指導係のほうで主に進めています。その中でも今年度は野島というものと森山というものが中心となりまして進めたところですが、当日はアミュー立川に1日じゅういて、事前事後は学校や楽団との連絡調整を図ったということであり、今年度、私も行きたかったのですが少し用があって行けず、その後、帰ってきてから話を聞いたところによりますと、2点申しておりました。

1点目は、先ほど委員長がおっしゃったように「ビリーブ」を最後に歌うのですが、そこで国立市の子どもたちの一体感というのでしょうか、それを非常に感じたということで、自分たちの仕事も少しでもこういう部分に役立っているのだなということで喜びを感じたということをお知らせしました。

2点目は、子どもが帰るときに、電車で帰る学校、歩いて帰る学校があるわけですが、見送りをするときにみんな笑顔だったということなのです。子どもによっては手を振ってくれたり、礼をしてくれたり、「またね」と声をかけてくれたり、そういうところでも非常に喜びを感じたということでした。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。音楽鑑賞教室での子どもたちの鑑賞態度がすばらしかったこともつけ加えたいと思います。

もう1点、先月、学校指導課から2種類のリーフレットをいただきました。「いじめ・不登校の解決に向けて」と「進めよう！授業改善『週ごとの指導計画（週案簿）』の活用をとおして」というリーフレットです。教育委員会が、課題としてとらえていることをきちんと学校側に伝える。それから学校指導課もこのように取り組んでいるという姿勢を具体的な形にして示すということは、とても大

切なことだと思えます。週案簿の活用に関しても、なぜ必要か、それから書くためのポイント、また、実践例も非常に具体的でした。それからいじめ・不登校の解決に向けても、実態や対応、連携に関してもとても具体的でした。とても大切なことだと思えます。お忙しいと思えますけれども、一つ一つ形にして示していくということも大切なお仕事だと思えますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

ほかによろしければ。

中村委員。

○【中村委員】 教育長報告に関してですが、きょう、是松教育長が教育委員の互選によって教育長に決まりました。1年9カ月ぶりに教育委員が5人そろって、しかも教育長を決めることができたということを非常に喜んでいますし、是松教育長にはこれまでの教育行政経験を生かして、ぜひ頑張ってくださいと思っています。ただし、教育長の報告というのは、この間、教育行政の責任を担ってきた方がその責任においてされるものではないかと私は理解しています。形式的には今、是松教育長が教育長ですが、本来は教育長報告は、きのうまで教育長職務代行者であった教育次長がされるべきではなかったかと思っています。その中で、5月18日水曜日の教育長会については、教育長会に出席なさった教育次長からご報告をいただきたいと思えます。

○【佐藤委員長】 先ほど教育長会への出席に関しましては、教育庶務課長が出席との報告があったと思えます。

○【中村委員】 つまり、このときに教育長の任務を持っていらした方から言っていたきたいということですか。

○【佐藤委員長】 教育長報告への、ご意見でしょうか。教育長会に関してはよろしいですか。詳細な報告ですとか。

○【中村委員】 5月18日に教育長でなかった方が報告するのはいかがなものかということですので、教育次長に発言していただきたいというのが私の要望です。

○【佐藤委員長】 では、兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 今ご質問のありました5月18日の教育長会でございますが、ちょうど市議会の平成23年第1回臨時会とぶつかっております、私は議会のほうに出ております、そちらには教育庶務課長が出ております。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 私のほうは、資料をとりに行くということで教育長会のほうに参加をさせていただきました。詳しくメモはとっておりませんが、その中で話し合われた主な内容につきましては、平成23年度の体制の中におきまして、各市の教育長がどのような役割分担をするかということで、第4ブロックまでありますが、ブロックごとに各種取り組む委員会等、委員長もしくは委員を決めたということが主な内容でございました。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 今の教育長報告の中で、5月13日の文化財保護審議会ということが開催されたと報告にございました。文化財のことにしましては、今回の「くにたちの教育」に関しても、昨年度の登録有形文化財の紹介を写真つきで詳しく載せていただいて、市民の方もこのような文化財が22年度には

決定したということがよくわかる報告でしたけれども、5月13日の文化財保護審議会ではどのような話が出たのかとかいうことに関して、知っていることをお話しいただきたいと思います。

○【佐藤委員長】 小林生涯学習課長。

○【小林生涯学習課長】 5月13日に実施しました文化財保護審議会について、内容の概要についてお答えいたします。

文化財保護審議会の委員は、全員で5人いらっしゃいます。中には日本考古学会協会の会員の方を初め4人の方がいらっしゃいます。大体年に3回から4回実施しているところなのですが、現状で国立市の指定文化財、登録文化財というものの一覧表を、その時点での最新の一覧表を会議のときに用意して、委員の方々にごらんになっていただいています。中には小さいほころのような国立市に数多くある石造物も含めて一覧表になっておりますが、その中で指定されたもの、登録したものは網かけになっているということで、今後網かけになっていないものをどのように扱っていかうかというようなことを委員の方々の中で話し合われているというものでございます。

それからもう1つ委員の方々にお願いしているのは、案内板が市内にあるのですけれども、直射日光が当たっていると、石を当てられたとか、そういうことの経年劣化によって文字が判別しづらいところが出てきています。そこを年に3カ所から4カ所ほど選びまして新しくするものなのですが、また、新しく改正する時点でその都度その都度内容、文章を何か新しいものに変える、表現をどうしたらいいとか、その辺も含めて委員さんのご意見をいただいた中で文言を確定して新しいものに変えていく、そのようなことが審議会の中では話し合われていました。

以上です。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

○【米田委員】 はい。ありがとうございました。

○【佐藤委員長】 ほかになければ、次に移ります。



○議題（2） 陳情第3号 「文科省等制作の原発副読本」を国立市立小中では授業で安易に使用しないことと、「文科省等政府機関に対し、原発副読本の発行と学校への配布等に反対する意見書」を出していただきたいことの、陳情

○【佐藤委員長】 陳情第3号、「文科省等制作の原発副読本」を国立市立小中では授業で安易に使用しないことと、「文科省等政府機関に対し、原発副読本の発行と学校への配布等に反対する意見書」を出していただきたいことの、陳情についてを議題といたします。

陳情者から趣旨説明をしたいというお申し出がございますので、これを認めることでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【佐藤委員長】 それでは、暫時休憩とし、説明を受けたいと思います。なお、説明は簡潔にお願いしたいと思いますので、時間は10分程度でお願いいたします。

○【嵐山委員】 短くやってください。いただいた陳情書は読んでいます。

○【佐藤委員長】 それでは、簡潔によろしくお願いします。

午後2時47分休憩

午後2時58分再開

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。休憩を閉じて議事に戻ります。

ご意見、ご質問をお伺いするところですが、今の趣旨説明の中で特に1の1で「国立市内の市立小中で副読本を使っているのなら」という仮定の話がございました。この現状とこれに関する文科省の対応については教育委員が共通に認識してから話をしたほうがいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

では、学校指導課にお願いしてよろしいでしょうか。渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 陳情が出されましたので調査いたしました。その結果わかったことですが、各学校、副読本と言われるものを使って授業をしている事実はありません。かなりいろいろな分野から直接各校にこの手のものが送られている現状もありまして、基本的には学習指導要領に基づいて採択された教科用図書を使い、計画された指導時間内で学習活動を進められておりますので、こういったものはなかなか十分に活用されていきにくい実情があり、このものにつきましても「ありません」という回答をいただいております。

以上です。

○【佐藤委員長】 それからもう1点「副読本の改訂版をつくるなら」という話も出ましたが、震災後、事故後の文科省の対応について何かありましたら、お話いただけますでしょうか。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 文部科学省と文部科学大臣の訂正の見解が出されて以降、直接市教委に通知等は来てはおりません。今後の動向についても、まだ何ら具体的なものは示されていないところです。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

では、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。

中村委員。

○【中村委員】 今回、副読本を資料として送っていただいて、私も勉強させていただきました。こういうものがつくられているのだということがわかりました。幾つかこの副読本自体の問題として、事実と違うことが書かれているということは、やはり問題だったと思います。具体的には陳情8ページに書かれていたところで、「スリーマイルアイランド原子力発電所の事故」というところで「放射性物質の放出量がわずかで、健康には問題のない低いレベル（1人当たり0.01ミリシーベルト）」と書いてあるのです。これ、放射線の人々で分けて割り算して、1人当たりなら0.01ミリシーベルトになりますよという話では全然なくて、空気中にそういう汚染があれば、みんなが同じくそうなるので、「1人当たり」ということ自体が非常に問題があります。ですので、この副読本自体のレベルと申しますか、それは残念ながらあまり高いものではなかったということに改めて感じます。国立市の学校で使われていなかったというのは、私はホッとしました。

もう1つこれを読んで感じたことは、「事故の教訓から学ぶ」というところなのですが、「スリーマイルアイランドの原因は機器の故障や運転する人の判断ミスが重なった。チェルノブイリは運転員が原子炉の安全装置を動かさないようにするなど規則を守らなかった。JCOのウラン加工施設の事故は作業員が正しい作業手順を守らなかった」と書いていて、原発のシステムや技術そのものはきちんとしていたのだけれども、現場の作業員のミスで起こってしまったというとらえ方になっています。現実的にはそうだったにしても、このような表現をしてしまうと、本当にシステムか大丈夫なのかと思うだけでなく、幾らシステムが大丈夫でも、個人のミスでこんなに危ないことが起こってしまうと

言っているようなもので、これはどういう意図で書かれたのかということも疑問です。

しかも、これは小学生を相手にしているからだと思いますが、チェルノブイリの事故の例では、「原子炉の安全装置を動かさないようにする」としか書いていません。実際は、出力調整の実験をしていて警報が鳴ったのを実験を続けたかったからとめてしまったとか、いろいろそういうことがあるわけですね。もともと原発は人間がつくって運営しているものですから、大きな意味で言えばヒューマンエラーです。だけれどもシステム自体の危機がこのようなヒューマンエラーで起こるということはどういうふうに小学生に伝えようとしていたのかということからも問題があると思います。

ただし、これを見ると原発は丈夫な岩盤の上につくらなければならないということで、だから山のあまり高いところにつくれなかったのだとか、そういうことも改めてよくわかったのです。今もしこれを使ったとしたら、子どもたちにこういう副読本に書いてあることは信用してはいけないのだというすごい教育をしてしまうことになります。この陳情者は「子どもたちが主権者の社会教育を求める会」ということで、多様な意見に触れるということをととても重視されておられると思います。ただ、多様な意見の中でどれが自分で納得いくのかを正しく判断するためには、やはり小学校のうちから理科なり社会科なりを通じて、原子というのはどうなっているのかとか、数学でも拡散すれば濃度は距離の二乗に反比例するとか、そういうことが全部つながってきます。その意味で、本当に理解し、判断ができるための教育というものの重要性を改めて今回の事件は教えたと私は考えています。

私はこの前も陳情者に幾つか注文をさせていただきました。今回、賛同する方の署名をつけられていないということは、私がそういうことは必要ないと言ったのを受けとめてくださったのだと思います。

もう1つ私は要望していました。こういう意見書を出してくださいという陳情であれば、その意見書そのものをきちんと書いて、それを出せるかどうかを私たちが賛成反対で決められるようにしてくださいということです。こういう趣旨で書いてくれと言われても、だれが書くのですか、私たちですか、事務局ですか、それとも教育長ですか。この前、「意見書を出してくださいという陳情であれば意見書をきちんと書いてください」と申し上げました。ですから、今回そういうことをしていただけていないのが残念で、そういう理由から、こういう趣旨でやってくれとおっしゃられるような陳情をこのまま採択することには私は反対です。

もう1つ、資料として出してくださいときには出典を明らかにするということを私は学生にも常々言っています。『週刊金曜日』ということは明記されていますが、ここの2011年4月19日付の新聞記事は新聞の名前が書いてありません。何々新聞の何月何日付ということを書くのが常識です。これはファクス番号やEメールアドレスから、東京新聞だということがわかりますが、基本的なことをしていただきたい。

それから、やはり言葉についてはきちんと書いてほしいと思うのです。この「わくわく原子カランド」については、文科省と資源エネルギー庁で制作したとこの陳情に書いてあります。しかし、この新聞記事を読むと、制作したのは日本生産性本部で、発行したのが文科省です。そういうきちんとしたことをしていただけていないと、全体に関して、どのくらい真摯に受けとめるべきかということについても私は少し疑問を持ちます。

今回は少し短く説明していただきましたが、もう1つ困るのは、補足資料の出し方です。私たちは先にいただいた資料を一生懸命読んでくるわけです。そして、きょう、いただいた資料の中に意見書に書いてほしいという内容がまたさまざまに盛り込まれています。こういうものを1時50分にもらっ

でも困るわけです。ですから私は今回、形式でいろいろ文句をつけているようで本当に申しわけないのですが、これからもたくさんの方が要望を陳情という形で表明してくださるときに、こういう形が国立市の教育委員会においての形式になってしまっただけではやはり困ると思っています。いい形をつくっていくためにも、きちんとした、要望のはっきりした陳情書を自分で書いていただく、それから資料はきちんと提示していただく、そして内容に誤りがないようにしていただきたい。これが私の意見です。内容としては、私もこういう副読本でみんなが勉強していたらどうだったのだろうという思いはありますが、幸いそうではなかったということです。この形で陳情に賛成することは今回もできないと思っています。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 この陳情書において、市内の小中に関してはこの副読本を全然使っていないという渡辺課長からのご発言がありまして安心いたしました。この副読本は、3.11以前の中で原子力発電を推進する、そういうもくろみのもとにこういう副読本がつけられたというふうには私は思っております。3.11の福島原発以降、いわゆる原子力の安全神話というのは完全に崩れ去ったわけですから、ここの陳情書の中にもありますけれども、文科省の高木文部科学大臣もこういったものは見直すということで、どういう形に見直すかはわかりませんが、この副読本がこのまま何の疑問もなく印刷され学校に行き渡るといことはまずないと思います。

そういうことで今回は、「学校で使わないでください」という陳情、さらには、「絶版にしてください」という要望、さらに、「どうしてもつくるなら、改定をしてください」という要望だと思いますけれども、これは国立市の教育委員会で文科省に陳情として上げるには、まだ文科省の原発の教育に関するそういう形が全然見えていない段階ですので、これはこの段階で教育委員会でこういう方法で改訂版をつくってほしいというような陳情は少し早とちりかなと思いますので、今回この陳情を承認するということはできないと思います。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 この人は、他市の方ですね。そちらの市の教育委員会にお出しになるのが筋ではないですか。なぜ他市の方が国立市に来て、私たちに意見書を出してくださいと言うのか、わかりません。

この副読本の内容は、こういうことなのだと非常に参考になりました。私も文科省がどういうふうにするのかとと思っているところですが、なぜ国立市の教育委員会に来て陳情を出して、私たちが検討しなければいけないのかということが私にはわかりません。

今、中村委員が、「もし出すのならばきちんと陳情書のプランを出してください」、「出典を明らかにしてください」と話し、中村委員のような学校の先生からの「こういうところを直したらいいのではないですか」という添削の指導まで受け、さらに『週刊金曜日』を書くことによって足が出てしまっている、意見のもとが出てしまっている。さまざまおっしゃりたいという気持ちはあるのでしょうけれども、それがなぜ国立市教育委員会に来て陳情を出して、私たちが討議し、要望しなければいけないのかというのは、正直私にはわからないというのが感想です。ですからこれを私はそのまま承認することは当然できません。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにはありませんか。

是松教育長。

○【是松教育長】 私の意見も米田委員とほぼ同じでございます。現に国立市内の小中学校では使っていないということ。それから3.11以降、原子力の発電が大きな不安を国民に持たせているわけですが、そうした中でこの副読本を使うという教育関係者は今は実質いないのではないかというふうに考えます。

それから今後の対応についても、文科省のほうから文部科学大臣が「事実と反した記載である。見直したい」ということを申しております。これから、今までの日本のエネルギー政策というのは化石天然資源をできるだけ使わない。それからCO₂の排出を極力抑制するという中で原子力発電というこの手段も行ってきたわけですが、こういった国全体のエネルギー政策の転換、見直しというのがこれから国民的議論になっていくと思います。当然政府もその中でしっかりしたエネルギー政策をもう1回再構築していくのだと思います。当然その中でまた新たな文科省としての教育指針が出てくると思いますので、今はその方向性を静かに見きわめる中で今後の何らかの教育委員会としての考えを示していくということが必要だと思いますので、今すぐにこのようただ単に反対という意見書、あるいは改定しろという意見書だけを上げるという必要はないというふうに考えております。

以上です。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 嵐山委員のほうから、なぜ他市の人がいるのがありました、国立市の教育委員会には国立市の人だけしか陳情してはいけないという規則もありますし、そういう規則をつくることもできないのではないかと思います。だからこそ陳情する方がやはりきちんとしたものを出していただきたい。この前私が申し上げたのは、百何十人かの署名があった中に国立市の人だけが1人もいないのに、なぜ国立市の教育委員会に出すのかということでした。運動としていろいろなところに出したということはあるとしても、国立市の教育委員会はきちんと議論するということが出されたのではないかと思います。そのことを大事にして、陳情される方ももう少しお考えいただきたいと思っています。

○【佐藤委員長】 では、私も意見を申し上げます。

まず初めに陳情全般についてですが、陳情は陳情として出される方の強い思いがあることは理解したいと思います。先月、今月と陳情の構成、形式的な面、それから内容について、また、なぜ国立市教育委員会に提出されるのかということについてもさまざまな意見が出ました。これにつきましては、陳情の扱いそのものについてこれから少し考える必要があるのではないかと考えております。

そして今回の陳情についてですけれども、陳情の最後のほうに「学校現場には、こうした内容を授業に活用していた教員が少なくなく、今後、議論を呼びそうだ」とありますけれども、皆さんおっしゃいましたように、学校指導課から明確な調査の結果をいただきました。国立市内の市立小中学校については、そのような実態はないという報告でした。

また、副読本自体の問題、また、その内容につきましては、国立市教育委員会ではなくて直接文科省におっしゃっていただくのが筋ではないかと思います。陳情の中では、新しい学習指導要領にも触れてあります。「水力、火力、原子力などからエネルギーを得ていることを知る」、あるいは「原子力やエネルギーについて学び、みずから考え、判断する力を育成することが必要である」、これ自体

は否定できないものがあります。

現在のエネルギー構造がどう変化していくのか、また、どのくらい変えられるのかというのがこれからの大きな課題です。これはまた、政府のエネルギー政策にもかかわることですので、見守るしかない側面もあると思います。原発に関して、また事故に関する情報はいまだに混乱して錯綜しておりますので、ある意味冷静な対応も必要ではと思っております。

以上が感想です。

皆さんのご意見を伺いました。採決に入りたいと思います。

本陳情は不採択とすることでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 陳情第3号、「文科省等制作の原発副読本」を、国立市立小中では授業で安易に使用しないことと、「文科省等政府機関に対し、原発副読本の発行と学校への配布等に反対する意見書」を出していただきたいこととの、陳情については不採択といたします。



○議題(3) その他報告事項 1) 平成23年国立市議会第1回臨時会について

○【佐藤委員長】 それでは次に、その他報告事項に移ります。報告事項1、平成23年国立市議会第1回臨時会についてをお願いします。

兼松教育次長、お願いします。

○【兼松教育次長】 それでは、平成23年国立市議会第1回臨時会につきましてご報告申し上げます。

今回の議会は、市長・市議会議員選挙後の新たに選ばれた議員による、議会の役職改選等を中心とした臨時会で行われました。5月18日に1日間の会期で開会されております。

冒頭、議会の役職改選が行われ、その結果、市議会議長には阿部美知子議員、副議長には生方裕一議員が選任されました。

各常任委員会委員は、お手元の名簿のとおり決定されておりますが、総務文教委員会では、委員長に東一良議員が、副委員長に稗田美菜子議員が選任されております。

その他議会運営委員会委員や東京たま広域資源循環組合議会議員などが決定しております。

その後、平成22年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告等が4件、専決事項の報告及び承認、その他3件の議案などが審議されました。

特にその中で、国立市副市長の選任の同意並びに国立市教育委員会委員の任命に伴う同意について採決が行われ、副市長には永見理夫氏、教育委員には是松昭一氏がそれぞれ同意されたところでございます。その後、第1回臨時会は終了しております。

報告は以上でございます。

○【佐藤委員長】 市議会報告が終わりました。ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 よろしければ次に移ります。



○議題(4) 議案第13号 第19期国立市社会教育の会への諮問について

○【佐藤委員長】 議案第13号、第19期国立市社会教育委員の会への諮問についてを議題といたします。

小林生涯学習課長、お願いします。

○【小林生涯学習課長】 それでは、議案第13号、第19期国立市社会教育委員の会への諮問についてご説明させていただきます。

2枚目をお開きください。諮問書を読ませていただきます。

社会教育法第17条2項により、下記の件について、貴会のご意見を伺いたく別紙理由を添えて諮問いたします。

記、地域による学校支援の方策について。

続きまして、別紙の理由を読ませていただきます。

平成18年、教育基本法改正を受けて、社会教育法の一部改正が平成20年になされ、社会教育は従来「学校教育との連携の確保に努め（中略）家庭教育の向上に資することとなるよう配慮する」から「学校・家庭及び地域住民その他の関係者相互の連携及び協力の促進に資することとなるよう努め」とされ、さらなる責務を負うことになりました。

平成22年4月現在、通学時の見守り等の生活環境支援、教科学習やクラブ活動補助等の学習支援など、多摩地域では、八王子市、三鷹市、小平市、小金井市、日野市、東大和市で学校支援ボランティア推進事業が実施されています。

国立市においても、地域住民や企業関係者などが学校運営や授業に参加する局面が広がりつつある中、さらに地域による組織的な学校支援を推進する方策について、貴会のご意見をいただきたく諮問いたします。

以上、諮問書案でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

中村委員。

○【中村委員】 2つ質問させてください。

第2段落「平成22年4月現在」と書いてありますが、ことしは平成23年です。この6市で「学校支援ボランティア推進事業が実施されている」とあるのですが、平成23年の4月にはどうなっているのかということがわかっていたら教えていただきたい。これは単純なミスならばそれはそれで結構なのですが、諮問するには、間違えでなければ1年前というのは古いと思います。

もう1つは、「国立市においても、地域住民や企業関係者などが学校運営や授業に参加する局面が広がりつつある」ということですが、「企業関係者が学校運営や授業に参加する局面」ということについて、もう少し具体的に教えていただければイメージがわきますので、よろしくお願いします。

○【佐藤委員長】 では、2点ご質問が出ました。

小林生涯学習課長。

○【小林生涯学習課長】 まず第1点なのですけれども、こちらについて確かに22年4月現在は6市でした。その後、何市か聞いているのですが、その時点でまだはっきりした事業や、そのような把握をしきれていない現状であります。

それから「地域住民や企業関係者など」ということで話はあるのですけれども、具体的にというか、イメージとしては、昔はだれか子どもが帰ってきたころ、あれはどこのだれだということで「お帰り」という形で、「きょうは何かあったか」などということがありました。それから特に夕方などに公園等で遅くまで遊んでいると「早く帰りなさい」などといったことが親や、または通学路でいるお店の方や、そういった方々も昔は自然にできていた。一番いいのはそういったところに、その

気持ちに戻ればいいと思うのですが、今その辺が一部では残っているかもしれないのですが、そういったことを何か決まりをつくって、こういった制度をつくってやるのではなくて、もう少し自然にできるようなことを目指していただきたいということで諮問にしました。

以上です。

○【佐藤委員長】 企業関係者などの授業参加につきましては、学校指導課からも、もしお話しただけでしたら。よろしいでしょうか。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 新しい教育課題の1つにキャリア教育という視点が今ございまして、早い段階から職に対する意識を子どもたちに持たせるという観点で、総合的な学習の時間や社会科の学習の時間等で、地域で働く方々に授業参画をしていただくケースが非常にふえています。そういった趣旨もこの社会教育のほうの授業に取り入れられているものだというふうに考えられます。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 「平成22年4月現在」というのは、やはりおかしいと思います。社会教育委員の会に諮問をするわけですから、やはり一番新しいデータにするべきです。多摩地域でまだきちんと事業化されていなくて確認できているのが6市であるならば「平成23年4月現在」とすべきで、教育委員会として社会教育委員の会に諮問するとき、「これは間違えかな」と私も思いましたから、あちらにそのように思われるようなものは訂正していただきたい。平成23年4月ではもしかしたらふえているかもしれない。数がそのままであれば平成23年4月も6市であるわけですから、平成23年4月の数で示していただきたいということが要望です。

それから先ほどの、企業の関係者などが学校教育に協力をしていただいているということは随分あると思います。例えば職場体験とか、それは多くの企業が受け入れてくださって国立市の中学生が行っています。ただし、それは学校教育に対する地域の協力であって、社会教育ではないと思っているのです。ですからここで社会教育として、社会教育が「学校・家庭及び地域住民その他の関係者相互の連携と協力の促進に資する」ということの、もちろんそのためにどうしたらいいかということを経験するわけですが、ここに「地域住民や企業関係者が学校運営や授業に参加する局面が広がりつつある中」と書いてありますから、それはどのことを指して言っているのですかというのが先ほどの質問で、そのことについて、キャリア教育もそうだと思いますが、社会教育として学校運営や授業に参加するということをもう少し説明していただきたい。それは、生涯学習課長でも学校指導課長でも結構なのですが、こちらから責任を持って社会教育委員の会に諮問するわけですから、その内容をもう少し私もしっかりわかりたいから質問しています。

○【佐藤委員長】 社会教育としての参加ということですか。

○【中村委員】 社会教育として学校運営や授業に参加するというのはどういうことなのかということをお聞きしたいのです。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 中村委員、平成23年4月のデータはとれないようです。データをとるときに、それまでの状況で、1年前現在で実施しているということですから、文章上の技法で言えば「平成22年4

月現在」というのも「ボランティア推進事業（平成22年4月現在）」というようにすればいいのではないのでしょうか。今、データをとるのは大変ですので、書き方を変えればいいと思います。

○【中村委員】 全国について調べるということではなく、多摩地域の市の社会教育課などに電話をして、「やっていますか」と聞くことをしていただけないでしょうかというのが私の要望です。

○【佐藤委員長】 小林生涯学習課長。

○【小林生涯学習課長】 わかりました。やはり教育委員会から諮問するということですので、それなりに明確にした中で諮問したいと思いますので、改めて私のほうで26市、こちらの6市についても確認の上、改めて出ささせていただくことにしたいと思います。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 そのことはぜひ、そうしてください。

キャリア教育以外に、何か具体的にありますか。

○【佐藤委員長】 小林生涯学習課長。

○【小林生涯学習課長】 今私どものほうでわかっているのが、八王子市、小平市、東大和市については、こちらでいう見守りのほうをやっているようです。それから日野市については、日野市学校支援地域本部実施要領というものがあまして、日野市では教育委員会のほうでいろいろ手伝っていただけの人材バンクをつくって、学校からの要望による人材バンクからの選定、選んだ人を送り込むということなのですが、やはり中村委員が言ったように細かなところについては、電話での確認をしていない中で、先ほど具体的な例がなく、イメージがわからないということでありましたので、次回までには26市の関係と少し具体的な例を別紙などにより出ささせていただいて、イメージをしていただいた中で諮問したいと思っています。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 地域による組織的な学校支援を推進する方策について、社会教育委員の会で考えてくださいという諮問文なので、諮問の文章の中に例えばこういうことということまで書く必要は私はないと思っています。私が申し上げたかったのは、「平成22年4月現在」ではなく「平成23年4月現在」のどこの市で、とは書いていただきたい。ここにはまだ書かれていない市については「そういうことを始めましたか」ということを、電話が大変でしたらアンケートや往復はがきなどでもいいので確認していただきたいということが1つの要望です。

2番目の質問は、「国立市においても広がりつつある」と書いてあるので、私は、ほかの自治体の具体的な方策を聞いているのではなく、「国立市で広がりつつある」というのはどういうものかをお聞きしたかったのです。ただし、諮問文としては、あまり具体的に「これについてどう思うか」とまでは言う必要はないので、私としては、この真ん中の段落を改善していただけたら、イメージについては後から質問することもできますし、社会教育委員の会の方たちに生涯学習課長のほうから説明もできますから、これをもう1回再提出していただくことまでは私は要求していないので、そこは誤解のないようお願いいたします。

○【佐藤委員長】 米田委員。

○【米田委員】 この諮問案は、前もってファクスで送っていただきました。前回の諮問は社会教育一般についての提言ということで、かなり広い範囲での提言をまとめていただきました。そして、それを受けて今回の諮問の内容ということで、地域と学校との支援、それを社会教育としてどのくらいどういったことが具体的にできるのかということを考えていただくというのが諮問案ということなの

で、具体的にあまり細かいことは、こういうこともある、こういうこともあるということは全く私は必要なく、それは諮問の中で社会教育の委員の方々께서さまざまなアイデアを出していただいて、国立市の場合にはこういうことが学校との連絡という場合に可能であるというようなことをさまざま提案いただいたほうが、国立市なりの地域とのつながりにおける社会教育ということがいろいろな可能性として出てくると考えますので、私は、基本はこの諮問案を出していいのではないかと、前もってファクスいただいたときにも読んでそういう感想を持ちました。かえって「八王子市、三鷹市等で学校支援ボランティア推進事業は」などということはなくともいいぐらいではと思いました。

○【佐藤委員長】 では、少しまとめたと思います。諮問案につきましては、「平成22年4月現在」というところを平成23年4月の多摩地域の状況ということを確認していただいて訂正していただくということで、ほかはよろしいでしょうか。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 それから社会教育委員の会として諮問を受けて動き出すわけで、その後は、当然他市の具体例なども話に上がると思います。また、その際、嵐山委員から具体的なものをという意見もあったということをごひ伝えていただきたいと思います。

また、先ほど社会教育としての参加というお話がありましたが、これは地域、社会で活躍されている方、また、生活されている方が、学校教育にどう参加してどう力を貸していただけるかということなので、特に「社会教育」という言葉にこだわる必要はないのではないかと私は思います。

そして、私の知る限り、企業関係者等の学校教育への参加ということですが、先ほど米田委員からお話がありました租税推進協議会もその1つであると思います。また、毎年各校が行っているセーフティ教室に関しても、セキュリティの会社等からの協力もいただいていると思いますので、確かに広がっているではと思います。

また、これから法教育も新しい学習指導要領に加わってきましたので、さまざまな側面からそれぞれの立場の方に、学校教育にどう力を貸していただくかが問題です。何をしてもらえるかというよりは何が自分にできるのかという視点が今とても問われていると思います。社会教育委員の方には毎回熱心にご議論していただいていますので、今回もぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

諮問書に関してはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入りたいと思います。

ご異議がないようですので、可決ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第13号、第19期国立市社会教育委員の会への諮問については可決といたします。



○議題(5) その他報告事項 2) 市教委名簿使用について

○【佐藤委員長】 それでは、その他報告事項2、市教委名簿使用についてに移ります。

小林生涯学習課長、お願ひします。

○【小林生涯学習課長】 それでは、その他報告事項2、4月分の市教委の後援等名義使用承認一覧をごらんください。

まず第1番目は、国際ソロブチミストく私たちの主催で、「第15回ユースフォーラム」でございま

す。こちらは、国際的視野に基づく青少年の育成を目的に、『国際連合「ミレニアム開発目標」8つのゴールについて考える』というテーマについて、高校生のスピーチによる論文発表の場として、また、討論の場として青少年の健全な育成の一助となる活動の1つです。「8つのゴール」とは、例えば「極度の貧困と飢餓の撲滅」「普遍的初等教育の達成」「ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上」「幼児死亡率の削減」などの8件です。昨年、前回14回の参加人数を調べたところ65人の参加がありました。

続きまして、2番目です。国立大学法人一橋大学社会学部の主催で、「一橋大学社会学部連続市民講座2011」でございます。こちらは、一橋大学社会学部における教育を広く市民の方々に開放し、地域社会の文化の向上に寄与することを目的としております。テーマは「常識」、社会学部の8名の教員により、「常識はなぜ常識なのか」「スポーツを見る常識をめぐって」「高齢化の常識と非常識」などについての講義が行われるものです。

続きまして、3番目です。第21回ファミリーフェスティバル実行委員会の主催で、「第21回ファミリーフェスティバル」というものが行われました。市役所のすぐ隣の市民総合体育館、芸術小ホール、谷保第四公園、そして第五小学校の校庭を会場に、たくさんの体験型のスポーツやイベントコーナーを設置しております。家族で楽しむことを目的としておりまして、ことし5月5日に行われた際の子どもの延べ参加人数は8,122人を数えています。

4番目でございます。一般社団法人国立シンフォニカーの主催で、「一橋大学兼松講堂レジデントオーケストラ『国立シンフォニカー』第3回定期演奏会」でございます。こちらは、地域住民に質の高い演奏を低廉な価格で提供することを目的としています。一橋大学兼松講堂を拠点として活躍する総勢約60名からなる「国立シンフォニカー」の定期演奏会です。一橋大学の2月号の会報を見て、全世界に3万部ものチラシを同封したという話がありました。

最後に5番目です。大江戸舞祭2011実行委員会の主催で、「大江戸舞祭2011～11回本祭り～」でございます。このお祭りは、都庁の都民広場、それから都庁通りで開催される小中高生が主役の踊りの祭りです。最大の目的は、踊りがうまくなることではなくて、みんなで汗を流す体験を通して育まれる絆による人づくり、まちづくりだそうです。

以上、4月においては、以上の5件を承認いたしました。

報告を終わります。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

中村委員。

○【中村委員】 1つだけ意見を申し上げます。「国立シンフォニカー」の内容が「質の高い演奏を低廉な価格で提供すること」と書いてあります。2,000円から6,000円の入場料というのは、決して低廉とは言えないと私は思います。学生が2,000円というのも高いです。せめて1,000円から3,000円ぐらいが「低廉な価格」と言うのにふさわしいのではないのでしょうか。私は、もし、この価格を動かさないのであれば、次回からは「比較的低廉な価格」にしてほしいと思います。

○【佐藤委員長】 この報告につきましては、主催団体や代表者の方の報告に基づくものですので、その辺が可能かどうかということはいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 ご質問、ご意見などということですので感想を述べました。もしまた申請が来ましたら、生涯学習課長が一言、「結構高いですね」とおっしゃっていただきたいと思います。

○【佐藤委員長】 そういうご意見がございました。

ほかによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(6) その他報告事項 3) 要望書について

○【佐藤委員長】 ないようですので、その他報告事項3、要望書についてに移ります。

武川教育庶務課長、お願いします。

○【武川教育庶務課長】 ご要望につきましては2件でございます。

東三丁目、佐々木様より、教科用図書審議会の委員構成の再検討を求めのご要望と、一人ひとりの児童・生徒にふさわしい教科用図書の採択を求めのご要望をいただいております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

中村委員。

○【中村委員】 2つ要望書がありますので、1つずつ順番に検討していただきたいと思いますが、まず教科用図書審議会の委員構成についてです。これは事実を確認していただきたいのですが、もともとは「指導主事1名」とはっきり書いてあった。それがこの前のときには「指導主事」という記載になって「1名」ということが書かれていないこと。そして、その変更があったとき、私も教育委員として出席しておりましたけれども、「指導主事1名」というのを「指導主事」ということにしますという提案は受けた覚えがないのです。そのとき前学校指導課長の忒田課長は、真ん中の記載にもあるように、「各部会長が招集する」、この部分だけが変更で、その他の変更はないということでしたから、私たちはそう思って新しいやり方について同意をしました。

こちらとしても、うっかり見過ごしたといいますか、「1名」というところが消えたというのは、指導主事の人数をこれからふやしたいということがあったのかどうか。ただし、このときに「ほかに変更はありません」とおっしゃられたのに、実はそこが変わっていたというのは、指摘されてみれば私も少し納得がいかないところです。PTAでも役員の数を変えるときに、「若干名」となっているところは別として、「何名」ときちんとして書いてあるところの人数を変えるときには、総会の場できちんとPTAの規約を改定します。このことは重要なことだと思います。その経緯を事務局から確認していただきたいということです。

それから今回、中学校の教科用図書採択については、3校しかありませんので、中学校の校長先生3人、学校指導課長と指導主事2人の3対3という割合は、やはりバランスとしてはどうなのかという疑問があります。まずは事実の確認と、そのことについて要望の趣旨をどのように受けとめられたのかを学校指導課長やどなたかからでもおっしゃっていただければと思います。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 ご要望いただいた内容につきまして確かめました。教科用図書審議会の委員構成については、平成20年度の行政報告事項としてこのとおり承認されておりましたので、その時点では指導主事の人数が記載されていないものが承認されております。ですので、今回もその要項に従って「指導主事」ということで人数が記載されていないもので、今回は2名加えるということで前回の行政報告事項で承認されているというのが事実経緯でございます。

以上です。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 それにしても平成20年度のときに、「このこと以外に変更ございません」とはっきりおっしゃったわけです。私たちも要項をじっくり見れば、「1名」というのが消えていると気がついたかもしれませんが、わざわざ「これ以外に変更はありません」ということをおっしゃられたので、私もうかつでしたが「そうですか」と。ですから、私は、指導主事が「1名」のところがなくなったことについて十分自覚して承認したとは思っていません。そのところは事務的な誤り、ミスであったということだと思いますが、「変更したものはここだけです」と言われて「そうですか」と承認してしまった、そのことは当時の教育委員の責任もありますけれども、それを今後も使わなければならないのか。このときは、私はこの変更について自覚して同意した覚えがないので、むしろ指導主事については検討し直していただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

先ほど学校指導課長から事実確認ということでお話がありましたが、承認されたものは要項として生きているということだと思います。また、説明はこのようにありますので、よく調べていただいたと思いますが、いただいた手元の資料には確かに人数が入っておりませんでしたので、それを承認したということになります。

私は問題は、指導主事が1人か2人かということではなくて、改善の方向であるかどうかだと思います。実をとって内容が充実するのであれば、結果論になるとお思いの方もいらっしゃるかもしれませんが、問題は無いと思います。前回も、中村委員から、「3対3になって少し心配です」というお声があり、きょうもそのようなお声をいただきました。それに対しては、先月学校指導課長が「調査研究委員会から上がってきたものを取りまとめて教育委員会に上程するための資料作成の場であり、例えば投票であるとか多数決のような場では決していない」というお話があったと思います。私は投票なり多数決といったそういうイメージは全くありませんでしたので、そういうイメージをお持ちになっている方もいらっしゃるのかと思いました。改めて、この審議会の位置づけというのでしょうか、もう1回確認させていただいてよろしいでしょうか。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 指導主事につきましては、教育課程に関する専門家でもありますし、現場の実情に最も事務局内で精通している立場の者です。したがって、学校の先生方を委員とする調査研究委員会の調査結果を、審議会でより教育委員の皆様方にわかりやすく整理する作業を行う場合に、ふさわしい立場の者だということで2名とさせていただきます。

以上です。

○【佐藤委員長】 「整理する作業を行う場合に、ふさわしい立場の者」というお話がありました。確かに指導主事は、地教行法の第19条にも、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事するということで、教育委員会における専門的な教育職員としての確かな位置づけがあります。ですので、指導主事のお仕事には私は大きな期待をしております。

それともう1つお伺いしたいのは、指導主事が1名から2名になるメリットですか、もう少しわかりやすくお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 事務的な作業の問題もございまして、指導主事はそれぞれ小学校籍の者と中学校籍の者の2名が配置されております。今、小中連携ですとか9年間を見据えたということ、昨

年度は小学校の教科書改定の事務作業が行われていますので、9年間で子どもたちを育てるという視点からも、2名が事務作業にかかわるというにはメリットがあると感じております。

○【佐藤委員長】 小中連携が重視されている中で、系統性を考えると、小学校籍、中学校籍の指導主事がいるとメリットがあるというお話は、私としては新たな視点です。事務量などの面を考えていましたので、今のお話を聞いて納得する部分が大きかったです。

そのことに関しては、いかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 さかのぼって、規定の変えられたことについて、これ以上問題にすることが生産的かどうかは私も疑問がありますが、ただ、今後のこととして、ぜひ要望したいことがあります。私たちは一生懸命資料を読んできますが、全部ゼロの立場から両方を見比べて検討することは時間の関係もあってなかなか難しいです。条例や要項を改定する場合には、現行案と改定案の一覧表が配られます。その作成時において、私は意図的とは思いたくないので、うっかりということだったかもしれませんが変わっているのに、これは「1名」とする必要がないので「指導主事」だけでいいのではというところで変わってしまったのかどうかわかりませんが、変わったときに「変わった」と言わないで「変更ございません」と言っておきながら、やはりそこで変わっていたということは問題だったと認識してください。

それから、あのときに変わってしまったのだからそれでいきますというのは、それはしようがないことだと思いますが、私たちは事務局のおっしゃることを信頼して考えます。ですから「変わっていない」と言われれば変わっていないと思って賛成したわけですから、そういうことは今後ないようにしていただきたいと申し上げておきます。

もう1つ、昨年は指導主事の方が審議会にオブザーバーとして参加したことがあります。もし指導主事1名という規定でなくて指導主事として参加するのだということであれば、指導主事のお二方がやってもよかったのに、1人だけオブザーバーという位置づけだったのはなぜでしょうか。

もう1つついでに申し上げますが、調査研究委員会に小学校長を当てるという発言もあったということで、ただし、中学校には中学校長、小学校には小学校長を当てるというのが要項にもありますから、これは要項を変えないとできないのではないかと思います、いかがでしょうか。

以上です。

○【佐藤委員長】 2つ質問がありました。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 昨年度の経緯については、かかわった指導主事からの聞き取りでしかないわけなのですが、実際には窪田指導主事は、指導主事初年度の立場でもありましたので、初年度のまだ1学期の作業でありました。時期的な問題も含めて、そのようなご説明をさせていただいたのではないかなというふうに思います。今年度は2年目を迎えましたし、窪田指導主事は中学校籍ですので、先ほどお話ししたような任は十分に果たせると考えております。

2つ目のご質問につきましては、東京都の人事がかなり昔と変わって、現在配置されている管理職の中には中学校籍から配置されている管理職員がごぞいます。また、指導主事経験のある管理職員もありまして、事務の効率化、それから前回も申し上げましたが、学校が大変多忙であって1人の校長が2教科を担当する、あるいは副校長が担当するということは非常に難しい状況が現在あります。そこで、中学校籍、あるいは行政経験のある管理職を3名今回、調査研究部長にお願いをしようとい

うことで依頼をしました。要項の18に、「この他必要なものは教育長が別に定める」という項目がございますので、こちらの項目を適用して現在のような状況をつくったということでございます。

以上です。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 それでは、要項の18に従って、「教育長が依頼をする」という、そういうことでよろしいですか。

○【佐藤委員長】 是松教育長。

○【是松教育長】 「依頼をする」ではなく、「別に定める」です。

それから、まず、「ヨウコウ」というのは2つあるのですけれども、要望者の方は、いとへの「綱」と書いてありますが、学校教科用図書採択要項は、項目の「項」です。いとへの「綱」になりますと規則に準じるぐらい重要な指針や方向性を示す内容を網羅するものですから、これは教育委員会での議案事項になります。一方、項目の「項」につきましては、さまざまな細かい事務手続を遺漏なく行うために、確認ということでそういう手順を書き示すものでございます。そういった中で、平成20年のときの変更をどのように行っていたか、今のところで確認するすべもないのですけれども、この段階で「指導主事1名」という「1名」がとれていたということは確かなようでございます。説明も不足していたのかもしれませんが、ひとまずそれがそのまま、要項が新しく変わったという中で、ここ数年経過してきたわけでございますけれども、そうした中で指導主事の本来の職務のあり方からして、教科用図書の採択という重要な局面にできるだけ積極的にかかわるべきではないかという判断が今されて2名が参加されているということだと思います。

あとは教育委員会の中で2名の参加が果たしてそういった効果を生むのか生まないのかということになると思います。ことしは既に2名でやっておりますので、その効果の検証をしっかりとっていく中で人数的な問題をもっと限定したほうがいいのか、それとも指導主事がしっかりとかわるほうがいいのかということの結論を今後出していけばよいのかなというふうに思っております。

以上です。

○【佐藤委員長】 いかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 そのことについてはわかりましたけれども、先ほど要望したことについてはぜひお考えいただきたいと思います。

○【佐藤委員長】 今後につきましては、変更等に当たっては、事務局には変更前、あるいは変更後、改正、改定などもありますけれども、必要な資料をそろえてチェックしていただくということ、それから教育委員も一生懸命見ているけれども気づかないこともあるかもしれませんが、それでは許されない立場ですので、漏れなく目を通すように努力するという、それぞれの立場で努力をしていくということだと思います。

東京都の人事云々に関しては、詳しい状況は学校指導課が一番よくご存じだと思いますし、学校現場についてもご存じだと思いますので、ぜひ効果を上げるためにより一層努力をいただきたいと思っております。また、今のお話を伺うと非常に現実に即した実をとった内容であるのではないかと思います。

No.29に関しては、よろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 私は今手元にないので、要項の18というのが何と書いてあるか、1回読んでいただけますか。

○【米田委員】 お持ちの行政報告の中についています。「この要項に定める他、必要な事項については教育長が別に定める」とあります。

○【中村委員】 ほかの資料にまぎれてしまいました。申し訳ありません。

○【佐藤委員長】 いいえ。

中村委員、どうぞ。

○【中村委員】 では、「この要項に定める他、必要な事項については教育長が別に定める」と書いてあるわけですから、今回、中学校の校長以外の方がその任に当たることについては教育長が定める必要があると私は読めますけれども、そのときに、既に依頼したときには教育長は不在だったわけですが、手続としては、やはり東京都の人事がいろいろ変わったとしても、18を根拠にするのであれば、18に従った対処をしていただきたいと私は要望します。

○【佐藤委員長】 はい。それでは、教育長に委任をして教育長が承認して事務を進めたということと理解したいと思いますが、また、その際、懇談会等でもご報告などをいただければ混乱がなかったと思いますので、よろしくお願いします。

また、要望書の最後に、「変更は慎重に行われるべきではないでしょうか」というご理解ある意見をいただいておりますので、要項の変更などについては、先ほど効果のよしあしという話も出ましたので、また折を見て慎重に進めていければと思っております。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、要望書No.30についてに何かございましたら、お願いいたします。

米田委員。

○【米田委員】 要望書No.30は特別支援学級の教科書に関してということですが、特別支援学級の場合には、一人一人の状況によってかなりきめ細かく教材をつくったり、さらには、毎年それを考えるという形になって、一般的な教科書採択とは少し違っている事情があると思います。実際にどういう教科書を採用しているかというのは、毎年教科書採択のときに報告いただくわけですが、その中で学校によっては検定本を中心に採用しているところと、さらに9条本などが多いところと、その学校の先生の考え方によってさまざまな教科書が選ばれているというふうに思います。

そして要望書の中には、いわゆる教科書の一般の教科書を採用しているところでも、実際にそれを使って授業を行われているような状況ではないのではないか。そういうことで、検定本を特別支援学級の子どもたちに与えるということは大変無駄ではないかというようなご指摘があります。授業に必要なものが教科書という考え方もありますけれども、検定教科書に関しては、教科書を使って授業を受ける子ども、さらには、保護者の方もどういふことを学校で教わっているのかということで非常に関心を持っていらっしゃるのだらうと思います。そういうことで特別支援学級の場合にも、保護者の要望というのもそれは考える必要があるのではと思います。そういうことで実際の授業にはあまり関係ないけれども、検定教科書を持っていたいという、持たせたいという保護者の要望もあると思いますので、検定本を否定するのは一概にそれはよくないことだというふうに思います。

私の考え方といたしましては、特別支援学級の場合にも前提として検定本を与え、先生たちがこの子にはこういうものが必要だということがあれば、それにプラスしてさまざまな教科書の中から、9

条本によるものとか、そのほかのものをプラスして一般と中から与えてもいいのではないかと思います。予算の関係で言いますと二重に教科書をあげているというようなこともあるかとも思いますが、検定本の要求というのは保護者の方のことを考えるとかなりあると思いますので、一斉に検定本も与え、それにプラスしてというようなことができないものかと、予算の関係もありますので、そういうことが実行可能かどうかわかりませんが、そういうふうを考えております。

○【佐藤委員長】 いかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 今の米田委員のご意見は、検定本か9条本かではなくて、検定本も9条本もではないかということだと思います。私は9条本という規定がどのような経緯でできたのかというのはわからないのですが、もしも検定教科書を使っても特別支援を必要とする子どもたちはわからないだろうから9条本というのをつくりましょうという発想だったとしたら、それは少し残念であったと思います。親としては同じ年の子どもが持っている検定教科書を子どもにも持たせたい、今はわからなくても、もしかしたら将来わかるかもしれない、そういう思いを込めて保護者が検定教科書を要望するという気持ちもわかるような気がします。

使わない教科書を税金で購入するのは無駄とおっしゃるのは残念だと思っています。ただ、もう少しこの要望の趣旨でいくと、近年、このような規則がある中で、まずは検定教科書が第1候補で、それがだめなら学年を下げる、それでもだめなら9条本という構造になっているような印象を受けます。ここでの要望は、そういう段階論ではなくて、親の要望や先生がそれまでその子を見ていた様子なども踏まえて、検定本か学年下の検定本か9条本を初めから候補として見た上で、段階論的な発想はしなくていいのではないかとこの要望であると受けとめました。

本来は同学年の検定本、そうでなかったら学年を下げる、それでだめなら9条本というようになると、逆に9条本を使っている子どもは検定本を使えない子なのかということになってしまうので、そこはオープンにして、その子に一番いいのは何であるかというように選んだほうがいいのではないかと、発想としては、そのようにお考えいただきたいと私は希望しています。

○【佐藤委員長】 ほかにはよろしいでしょうか。

今、検定本が「候補」という言葉が出て、「候補」というと若干の違和感が私の中ではあったのですが、特別支援学級の教科書に関しては、教科により当該学年用の文科省検定済教科書を使用することが適当でないときは、ほかの適切な教科書を使用することができる。また、その中に9条本があるということです。検定教科書の使用が第一というよりは、それがまずふさわしいのかというラインというのでしょうか、そういう見方が1つあるのではないかと、そうしたことがこのような表現になるのではないかと思います。

また、保護者で「ぜひ検定教科書を使ってほしい」という声は確かにあると聞いています。ただし、審議会も教育委員会もそれだけで決して決めてはいない、判断していないと、私はそのように理解をしています。また、検定教科書が実際の授業では使われていない状況があるとありますけれども、特別支援教育においては子どもたちの状態や能力、特性に最もふさわしい内容ということが大前提ですので、この判断は極めて難しいと思います。今、学校指導課にお尋ねしても当然お答えはできかねる問題だと思います。一人一人の児童・生徒にふさわしい教科用図書を選ぶに当たっては、日ごろから子どもたちをよく見た上で調査研究を進め、報告書を出していただいています。要項にそって教育委員会が採択を決定するという流れは、私は問題ないと思っておりますし、要望者の方が望まれている

ことに関しては、今、国立市内ではしっかり行われていると思います。

学校指導課としては、いかがでしょうか。何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○【渡辺学校指導課長】 はい。

○【佐藤委員長】 学校指導課には教育現場を軽視したかのような採択というような誤解があったらいいけませんので、また重々そのあたりの要望が出たということを意識していただいて採択の準備を進めていただきたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【武川教育庶務課長】 委員長。よろしいですか。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 今の案件はこれでおしまいよろしいですか。

○【佐藤委員長】 はい。

○【武川教育庶務課長】 先ほど5月18日の教育長会の報告につきまして、重要な報告しなければいけない点を1点思い出したのと、先ほどの説明に少し補足をさせていただきたいので、お時間をいただければと思います。

○【是松教育長】 教育長会の内容は今までも詳しくはお知らせしていない。必要なことがあれば懇談会でお話ししているので、これから教育長会の内容を常に教育長報告で中身まで話すことになるので、懇談会で話したら。

○【武川教育庶務課長】 少しだけよろしいでしょうか。

先ほどお話しした中で、私のほうが若干勘違いをしてご説明した点がありましたので、訂正をさせていただければなというのと、それから教育長会の中で東京都の中の報告事項の中で大きな話がありましたので、あわせて話させていただくお時間をいただければと思ひまして、発言しました。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 常に教育長会の内容を話してほしいということではなくて、先ほど私は今回については教育長会に出た方からの報告をいただきたいと要望いたしました。そのことの内容について補足があると武川課長がおっしゃっているのですから、私はこの場で聞きたいと思ひます。

○【佐藤委員長】 では、よろしくお祈いします。

○【武川教育庶務課長】 大変申しわけありません。お時間をいただきまして、ありがとうございます。先ほど説明した中で、「第4ブロックまで各教育長の26市の方が分かれて役割分担について決めていました」というお話を差し上げたのですが、そちらが間違いでして、決めたのは4月でございます。4月の教育長会で決まって、その後、5月の教育長会におきましては、教育長の交代に基づきまして第4ブロックの決めた教育長の交代の報告があったということがまず1点ありました。そちらを間違えましたので訂正させていただきたいと思ひます。

それから東京都の報告の中で、昨年来からお話が出ていましたエアコンの設置工事につきまして、国の補助金がおりにければ東京都の補助金がおりにないということの条件があったのでございますが、東京都のほうから教育長会の日に、「国の補助金が認められなくても東京都は実施をするという決定をしました」というお話がありましたので、その重要な報告を忘れていましたのでつけ加えさせていただきました。

以上です。申し訳ありませんでした。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

それでは、秘密会を除き本日の審議案件はすべて終了しました。

ここで、次回の定例教育委員会の日程を決めておきます。

兼松教育次長、お願いします。

○【兼松教育次長】 それでは、次回の教育委員会の日程でございますけれども、6月28日火曜日が定例教育委員会の予定になっているのですが、6月市議会の最終日の前後になり、日程が重なってしまう場合があります。そのため市議会の開催状況を見た上で後日決定をさせていただきたいと思っています。これに関しては、もちろん各委員にご通知するとともに市のホームページに日程を掲載いたしますので、よろしく願いいたします。

○【佐藤委員長】 次回の教育委員会の日程は、6月市議会が予定されております関係で、市議会の開催状況を見て後日決定し、委員へ通知するとともに市のホームページに掲載することといたします。傍聴の皆様、大変お疲れさまでした。

午後4時21分閉会